

年金受給資格期間の短縮で求められる お客さまへのプラスワンアドバイス

図表1 年金受給資格期間25年が10年に短縮に

改正前		
保険料 納付済期間	保険料 免除期間	合算 対象期間
← 25年以上 →		
改正後		
保険料 納付済期間	保険料 免除期間	合算 対象期間
← 10年以上 →		

図表2 65歳以上の無年金者の保険料納付済期間

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。(平成19年(旧) 社会保険庁調べ)

下で、25年という受給資格期間は、諸外国(アメリカは10年相当、イギリスはなし、ドイツは5年)と比べても長期間であり、ある程度納めた保険料に応じて給付を受けられるようにすべきとの意見が多く出されていた。

このような中で、受給資格期間の短縮が持ち上がってきたのである。

**新たに約40万人が
老齢基礎年金の受給対象に**

そして、平成28年11月16日、

**加入期間が10年未満の場合は
任意加入や後納制度を提案**

受給資格期間が10年に短縮されたことを受けて、新たに受給

2 お客さまからよくある 疑問・質問Q&A

対象になる、あるいは受給対象になりそうなお客さまから質問を受けるケースもあるだろう。そこで以下では、お客さまが疑問に感じやすい点について、Q

年金受給資格期間を現在の25年から10年に短縮することが盛り込まれた改正年金機能強化法が参院本会議で可決、成立した。

この改正により、現在、25年の受給資格期間に満たない無年金者であっても、平成29年8月以降は、受給資格期間が10年以上あれば保険料を納めた期間と免除された期間に応じた額の年金を受給することができるようになる。

厚生労働省によると、この改正により、約40万人が老齢基礎年金(国民年金)を受給できる

また、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、厚生年金保険の加入期間が12月以上ある人は60〜64歳に「特別支給の老齢厚生年金」を受給できるが、こちらを含めると新たに64万人が支給対象になるそうだ。

なお、当初、受給資格期間の短縮は消費税を財源に充てたため、消費税率が10%になる日が施行日とされていたが、消費税率の見直しが遅れたため、年金の受給資格期間の短縮を前倒しで実施することになった。

年金受給資格期間の 短縮で 求められる

お客さまへのプラスワンアドバイス

望月FP社会保険労務士事務所所長
社会保険労務士・CFP®

望月 厚子

平成29年8月から、年金受給資格期間が10年に短縮されることになった。そこで本特別企画では、改正の背景を整理したうえで、お客さまから質問を受けやすい点や、改正を切り口に行いたいアドバイスについて解説する。

1 受給資格期間短縮の 背景と影響を押さえる

**最大118万人ともいわれる
無年金者を減らすための対策**

公的年金の老齢年金を受けるために必要な加入期間のことを「受給資格期間」という。現在、受給資格期間は、保険料を納めた期間(納付済期間)や免除された期間(免除期間)、年金額には反映されないカラ期間(合算対象期間)の合計で25年以上が必要とされている(図表1)。

この受給資格期間は国民年金の加入期間だけでなく、厚生年金保険、共済組合(平成27年10月1日より厚生年金保険に統一)の加入期間も含まれる。

なお、加入期間25年に1月でも足りない、老齢年金を一切受給することができず、年金を受給できない無年金者となる。

無年金者に関しては、平成23年社会保障審議会年金部会において、「今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者は最大118万人」と報告されていた。

また、65歳以上で公的年金を受給していない無年金者の約60%が、保険料を納付した期間(納付済期間)が10年未満とのことであった(図表2)。

そもそも、受給資格期間を25年とした理由としては、国民年金の制度発足当時、厚生年金等が受給資格期間を20年としているのに対して、40年加入を原則とする国民年金で受給資格期間を25年とすることは、特別に長いとは判断されなかったことなどが挙げられている。

しかし、国民皆年金の制度の